

NPO 法人日本口腔科学会理事長 片倉 朗
生涯研修制度認定委員会委員長 吉岡 泉

【更新対象者向】

日本口腔科学会認定医制度における資格更新のご案内

日本口腔科学会認定医制度の資格更新申請が始まっております。
更新期限が失効してしまった先生も
2024年12月31日まで資格更新の申請を受付いたしますので、
この機会に是非とも資格更新の申請をされますようお願い申し上げます。

更新受付期間

2024年（令和5年）12月31日（消印有効）

対象者は、認定証記載：認定期限が

2022年11月30日、2023年5月31日、2024年5月31日、2025年5月31日
までの方々となります。※なお指導医を取得された先生は指導医の更新期日に合わせて
更新ください。

更新資格

認定医の更新には次の1および2の要件を満たす必要があります。

認定医の更新資格

1. 認定医制度 施行細則 第9条の要件を満たすこと

第9条 認定医の資格更新に関しては、5年の認定期間内に次の（1）、（2）及び（3）を必ず含み、（4）あるいは（5）の研修実績を要する。

- （1）本学会が主催する学術集会（総会、地方部会）：4回以上（総会時の学術集会1回以上を含む）
- （2）本学会が主催する教育研修会などへの参加：4回以上（総会時の教育研修会1回以上を含む）
- （3）日本歯科医学会又は日本医学会の分科会が主催する学術集会等への参加：2回以上
- （4）口腔疾患治療に関する論文発表又は学会発表等：1編又は1回以上
- （5）口腔医療に関する症例の診療経験：5例以上

※教育研修会相当の各講演は各地方部会での開催しております。

是非とも地方部会にご参加ください！！

2. 認定医更新単位要項に定められた所定の単位を満たすこと

第1条 申請および継続に要する単位数

指導医更新時：50 単位

(日本口腔科学会認定医・指導医単位要項をご確認ください。)

指導医の更新資格

認定医の更新には次の1および2の要件を満たす必要があります。

指導医の更新資格 (指導医の資格更新本学会認定医の更新をもって、認定される。認定医制度 施行細則 第10条)

1. 認定医制度 施行細則 第9条の要件を満たすこと

第9条 認定医の資格更新に関しては、5年の認定期間内に次の(1)、(2)及び(3)を必ず含み、(4)あるいは(5)の研修実績を要する。

(1) 本学会が主催する学術集会(総会、地方部会)：4回以上(総会時の学術集会1回以上を含む)

(2) 本学会が主催する教育研修会などへの参加：4回以上(総会時の教育研修会1回以上を含む)

(3) 日本歯科医学会又は日本医学会の分科会が主催する学術集会等への参加：2回以上

(4) 口腔疾患治療に関する論文発表又は学会発表等：1編又は1回以上

(5) 口腔医療に関する症例の診療経験：5例以上

※教育研修会相当の各講演は各地方部会での開催しております。

是非とも地方部会にご参加ください！！

2. 認定医更新単位要項に定められた所定の単位を満たすこと

第1条 申請および継続に要する単位数

指導医更新時：100 単位

(日本口腔科学会認定医・指導医単位要項をご確認ください。)

■更新申請料振込先

振込は郵便局備え付けの用紙をご使用ください。

《郵便振替口座》

口座番号：00180-9-630158

加入者名：特定非営利活動法人日本口腔科学会

※通信欄に「更新申請料」など、内容がわかるように記載をお願いします。

■お問い合わせ

認定医制度に関するお問合せやご質問は、ホームページまたは、メールでのみ受け付けております。下記の専用メールアドレスへお送りください。

認定医制度専用アドレス E-mail : jss-service@onebridge.co.jp

ホームページ : <https://stomatological-society.or.jp/ninteii/>